

令和8年度



さっぽろ
食の安全・安心
モニター

あなたの「気づき」が、
札幌の「美味しい」を守る。

市民モニター 募集します!!



募集期間: 3月31日(火)まで
(郵送の場合消印有効)

- ▼ 札幌市保健所では、市民のみなさんがモニターとなって、食事や日々の買い物を通じ、飲食店や食品販売店の衛生状態などについて気づいた点をお知らせいただく「さっぽろ食の安全・安心モニター事業」を平成22年度より実施しています。
- ▼ 令和8年度市民モニターを、裏面のとおり募集します。



応募資格

食の安全・安心に関心を持つ、札幌市内に在住、又は通勤・通学している満18歳以上の方（高校生は除く）で下記の「主な活動内容」の活動が可能な方



募集人数

30名程度



募集期間

令和8年3月1日(日)～

3月31日(火)

【郵送の場合消印有効】



委嘱期間

令和8年5月中旬頃(委嘱予定日)

～令和9年3月末



主な活動内容

1. 飲食店や食品販売店における衛生状態等に関する調査・報告
(委嘱期間中2～3回程度)
2. 食の安全・安心に関する研修会等への参加
3. その他食の安全と信頼の確保に関する市の事業に対する協力



応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、下記の提出先へ、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。



選考方法

- 応募書類の審査を行い、委嘱する方を決定します。
- 選考結果は、4月下旬頃までに郵送でお知らせします。
- 選考内容にはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。



注意事項

- 「飲食店や食品販売店における衛生状態等に関する調査・報告」では、保健所が指定する期間に、食事や買い物等で利用した施設の衛生状態など、食の安全の観点から気になった点を報告していただきます。
- 行政機関が行う調査とは異なり、強制力のある立入調査権限はありません。
- 交通費及び報酬の支給はありません。
- 「飲食店や食品販売店における衛生状態等に関する調査・報告」をしていただいた方に対し、謝礼として金券をお渡しする予定です。(金額は調査・報告回数による。)
- モニター活動の様子をホームページや広報誌などに掲載する場合があります。



提出先・お問い合わせ先：札幌市保健所食の安全推進課

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19

メールアドレス：shoku-anzen@city.sapporo.jp / TEL:011-622-5170 / FAX:011-622-5177

※ 応募用紙(ワード形式)は、札幌市食の安全ホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/monitor/r08boshu.html>)

